

幼稚園と保育所の比較一覧

区分	幼稚園	保育所
1. 根拠法令	学校教育法第22条 幼稚園は、義務教育及びその後の教育の基礎を培うものとして、幼児を保育し、幼児の健やかな成長のため適当な環境を与えて、その心身の発達を助長することを目的としている。	児童福祉法第39条 ①保育所は、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその乳児又は幼児を保育することを目的とする施設とする。 ②保育所は、前項の規定にかかわらず特に必要があるときは、日日保護者の委託を受けて、保育に欠けるその他の児童を保育することができる。
2. 所管	文部科学省 ・国立幼稚園・・・文部科学省 ・公立幼稚園・・・教育委員会 ・私立幼稚園・・・都道府県	厚生労働省 ・市町村
3. 対象	満3歳から小学校就学の始期に達するまでの幼児(学校教育法第26条)	保育に欠ける ・乳児(1歳未満) ・幼児(1歳から小学校就学の始期まで) ・少年(小学校就学の始期から18歳まで) (児童福祉法第4条、第39条) 保護者から申込みのあった場合、市町村は保育に欠ける乳児又は幼児等に保育を実施する義務あり(児童福祉法第24条)
4. 設置者	国、地方公共団体、学校法人等(学校教育法第2条)社会福祉法人(宗教法人などもある) 設置に当たっては、市町村立幼稚園の場合は都道府県教育委員会、私立幼稚園の場合は知事の許可が各々必要である(学校教育法第4条)	地方公共団体、社会福祉法人等(児童福祉法第35条)(宗教法人、学校法人、NPO、その他の法人企業などもある) 設置に当たっては知事の認可が必要である(ただし、設置者が都道府県の場合は、この限りでない)(児童福祉法第35条)
5. 設置・運営の基準	学校教育法施行規則第36～39条 幼稚園設置基準(文部科学省令) (学校教育法第3条)	児童福祉施設の設備及び運営に関する基準(厚生労働省令) (児童福祉法第45条)
6. 入所(園)の条件・手続	・保護者が幼児教育を受けさせることを希望する場合(家庭の判断)	・市町村が政令で定める基準に従い、条例で定めるところにより「保育に欠ける」と認めた児童につき入所を決定(市町村が家庭の状況を調査) ・保育に欠ける乳幼児をもつ保護者が保育所を選択し、市町村に申し込む

第2回守口市子ども・子育て会議

区分	幼稚園	保育所
7. 入所(園)・退所(園)の時期	・学年の始(4月)・学年の終(3月)が一般的 ・満3歳の誕生日から入園できる ・就園を希望する保護者と幼稚園設置者の契約による	・保育に欠ける状況が発生したとき ・保育に欠ける状況が消滅したとき (年度途中、随時入退所)
8. 保育(教育)時間・日数	・毎学年の教育週数は、特別の事情がある場合を除き、39週を下ってはない(学校教育法施行規則第37条)。幼稚園の1日の教育時間は、4時間を標準とすること。ただし、幼児の心身の発達の程度や季節などに適切に配慮すること(幼稚園教育要領)	・原則として1日8時間、その地方における乳幼児の保護者の労働時間、その他家庭状況等を考慮して保育所長が定める (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第34条) ・延長保育、夜間保育も実施。春、夏休みなし
9. 保育内容の基準	・幼稚園の教育課程その他の保育内容に関する事項は、第22条及び第23条の規定に従い、文部科学大臣が定める(学校教育法第25条) ・幼稚園の教育課程その他の保育内容については、この章に定めるもののほか、教育課程その他の保育内容の基準として文部科学大臣が別に公示する幼稚園教育要領によるものとする(学校教育法施行規則第38条)すなわち、幼児の発達の側面から「健康」「人間関係」「環境」「言葉」「表現」の5領域が示されている(平成20年3月) ・同一年齢の幼児で学級編成をすることを原則とする(幼稚園設置基準第4条)	・健康状態の観察、服装等の以上の有無についての検査、自由遊び及び昼寝、健康診断(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第35条) [保育所保育指針に具体的な内容を明示] ・3歳以上は幼稚園教育要領と同じくらい5領域を設定、保育所保有の特徴として養護と教育の一体化に配慮(平成20年3月) 学級編成・・・特に規定はない
10. 保育士・幼稚園教諭の資格	幼稚園教諭普通免許状 専修(大学院修了)、一種(大学卒)、二種(短大卒)(教育職員免許法) ・専修免許・・・修士の学位を有することで、教科に関する科目6単位、教職に関する科目35単位、教科または教職に関する科目34単位以上修得(大学院修了) ・一種免許・・・学士の学位を有することで、教科に関する科目6単位、教職に関する科目35単位、教科または教職に関する科目10単位以上修得(大学卒) ・二種免許・・・準学士の称号を有することで、教科に関する科目4単位、教職に関する科目が27単位以上修得(短大卒)	・指定保育士養成施設卒業 ・保育士試験(短大卒程度で受験・8科目) 上記の、保育士資格を有する者(児童福祉法第18条の6)が申請し、保育士登録→保育士登録証(児童福祉法第18条の18)
11. 職員・職種・保育士等配置基準	・園長、教頭、教諭、副園長、主幹教諭、指導教諭、養護教諭、栄養教諭、事務職員、養護助教諭、助教諭、講師 1学級当たり幼児35人以下 (幼稚園設置基準第3条) 各学級専任の教諭1人以上(幼稚園設置基準第5条)	・保育士、嘱託医、調理員 (※調理員は委託することもできる) 0 歳児 3 : 1 1 ・ 2歳児 6 : 1 3 歳児 20 : 1 4 歳児 30 : 1 (児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条)

第2回守口市子ども・子育て会議

区分	幼稚園	保育所
12. 施設・設備の基準 (a)備えなければならない施設・設備	職員室、保育室、遊戯室、保健室、便所、飲料水用設備、手洗用設備、足洗用設備(幼稚園設置基準第9条)	乳児または満2歳未満の幼児を入所させる保育所では、乳児室またはほふく室、医務室、調理室、便所 満2歳以上の幼児を入所させる保育所では、保育室または遊戯室、屋外遊戯場、調理室、便所(児童福祉施設の設備及び運営に関する基準第32条)
(b)備えるよう努めなければならない施設・設備	放送聴取設備、映写設備、水遊び場、幼児清浄用設備、給食施設、図書室、会議室(幼稚園設置基準第11条)	規定なし
13. 公費負担	幼稚園就園奨励補助金を所得が基準以下の家庭に子の年齢別に支給(国1/3、市町村等2/3) 運営費は設置者負担が原則。国は私立幼稚園に対して助成を行う都道府県への補助、就園奨励事業を行う市町村への補助を実施	市町村が支弁した費用から利用者負担額を控除したものを、国1/2、都道府県1/4、市町村1/4で負担
14. その他補助	私立幼稚園の経常経費にたいする都道府県助成に対して国が一定額を補助(公立は地方交付税) 新設・増改築等の補助	保育対策等促進事業の補助(公私とも)(休日・夜間保育事業、病児・病後児保育事業、延長保育促進事業など) 新設・増改築等の補助 (公・社福法人)